

# 用語集

項番	用語	説明
1	番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)をいう(以下、「番号法」という)。
2	番号制度	「社会保障・税に関わる番号制度」の略称。
3	個人番号	番号法に基づき個人に付番される「個人番号」を指す(番号法第2条第5項)。
4	通知カード	市町村長が個人番号を住民に通知するためのカード。
5	個人番号カード	希望者の申請によって市区町村で作成されるカード。 情報がカード内に電子的に記録され、券面に本人の顔写真が付き、本人確認書類にもなる。
6	個人情報ファイル	個人情報をその内容に含む個人情報データベース等を指す(番号法第2条第4項)。
7	特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報を指す(番号法第2条第8項)。
8	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを指す(番号法第2条第9項)。
9	特定個人情報保護評価	番号法第27条の規定に基づき作成する評価書の作成をいう。
10	個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者がその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人番号を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務を指す(番号法第2条第10項)。
11	個人番号関係事務	個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務を指す(番号法第2条第11項)。
12	個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者を指す(番号法第2条第12項)。
13	個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者を指す(番号法第2条第13項)。
14	情報提供ネットワークシステム	平成29年1月からの国の機関間における情報提供及び平成29年7月からの地方公共団体との情報提供の開始に向けて、情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番、変換及び情報提供の許可を行う機能、情報照会者及び情報提供者との接続のための機能等を有するシステム。
15	マイ・ポータル	①自己の特定個人情報及び②その提供記録の確認を行うことが出来るポータルサイト(情報提供等記録開示システム(番号法附則第6条第5項))。
16	基本4情報	住民基本台帳の4情報(氏名、住所、性別、生年月日)。
17	情報保有機関	番号法別表第二の第1欄に規定される情報照会者及び第3欄に規定される情報提供者。
18	符号	情報提供ネットワークシステム等及び情報保有機関において情報提供で用いる個人の識別子を指す。
19	中間サーバー	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間とりまとめ)第2章第3節情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」において、情報連携の対象となる個人情報の副本を保有・管理し、インターフェースシステムと労働基準行政システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うものを指す。
20	厚生労働省(本省)	厚生労働省の本省組織のこと。霞ヶ関庁舎、芝庁舎、上石神井庁舎等を含む。
21	労働基準監督署	労働局の所掌事務を分掌するためにおかれる労働基準監督署のこと。
22	センタ	労働基準行政システムのサーバ群が集中的に設置されている場所のこと(東京都23区内)。
23	本番環境	実際に使用する労働基準行政システムの環境を構成する稼働環境のこと。上石神井庁舎電算棟に設置されている各種サーバ及び地方局署に配備している各種機器。
24	総合試験環境	リリース、リハーサルなど、システムの変更を実施し試験を行う環境のこと。
25	労災保険	労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という)の規定に基づき、業務上の災害及び通勤による災害を受けた被災労働者に対して必要な給付を行う保険のこと。
26	関連事業者	労働基準行政システムに関わるハードウェア及びソフトウェア等の導入・保守等の契約を有する事業者。

# 用語集

27	外部関連事業者	労働基準行政システムと連携する他システムの設計・開発、運用・保守等を担当する事業者。
28	情報提供DB	中間サーバーにおいて外部機関への情報提供を保持するDB。